

5. 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)と涼み処

事例2. 栃木県佐野市(1) クーリングシェルターの前身としての「涼み処」

- もともと「熱中症予防のための涼み処」として設置、その設置にあたっての懸念点

① 涼を取る目的(体調不良者以外)での来庁者への対応

今までも市有施設には涼しいからと、涼を取る目的で来庁した人がいた

→ **涼み処ポスター**に“暑さによる体調不良の場合は職員にお声かけください”と表示
申し出のあった方のみフォロー。職員の負担軽減につながる。

無用の寄り合いなどにより執務の妨げにならないか

→ 人数を絞り、利用上の注意点を呼びかける

② 個人情報の取扱いについて

来館後に救急搬送が必要になった際に個人情報がわからない

→ 施設側は「**利用者記録簿**」で統計目的で、
利用者は「**緊急時本人カード**」に記入、自身で管理

③ 協力体制や職員の負担について

長期にわたる協力依頼であることから反発があるのではないか

→ 協力依頼時の丁寧な説明、協力施設職員への説明会の開催



利用者記録簿							
施設名:							
No.	利用日	利用時間	年齢	性別		配布物	特記事項
1	月 日	時 分 ～ 時 分	・19歳以下 ・20～39歳 ・40～59歳 ・60歳以上	・男 ・女 ・不明	・利用者 ・その他 ()	・うちわ ・タオル ・冷却剤 ・冷却シート ・水 ・スポーツ飲料	・帰宅 ・救急搬送 ・その他 ()
2	月 日	時 分 ～ 時 分	・19歳以下 ・20～39歳 ・40～59歳 ・60歳以上	・男 ・女 ・不明	・利用者 ・その他 ()	・うちわ ・タオル ・冷却剤 ・冷却シート ・水 ・スポーツ飲料	・帰宅 ・救急搬送 ・その他 ()
3	月 日	時 分 ～ 時 分	・19歳以下 ・20～39歳 ・40～59歳 ・60歳以上	・男 ・女 ・不明	・利用者 ・その他 ()	・うちわ ・タオル ・冷却剤 ・冷却シート ・水 ・スポーツ飲料	・帰宅 ・救急搬送 ・その他 ()

▲「利用者記録簿」

緊急時本人カード		
ふりがな	生年月日	
氏名	年齢	血液型
住所		
電話番号		
緊急時連絡先(連絡のつく方)		続柄
持病	アレルギー	
	服用薬	
かかりつけ医		
※ご自身でお持ちください。緊急時に職員にお渡しください。		

▲「緊急時本人カード」

5. 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)と涼み処

事例2. 栃木県佐野市(2) クーリングシェルの前身としての「涼み処」

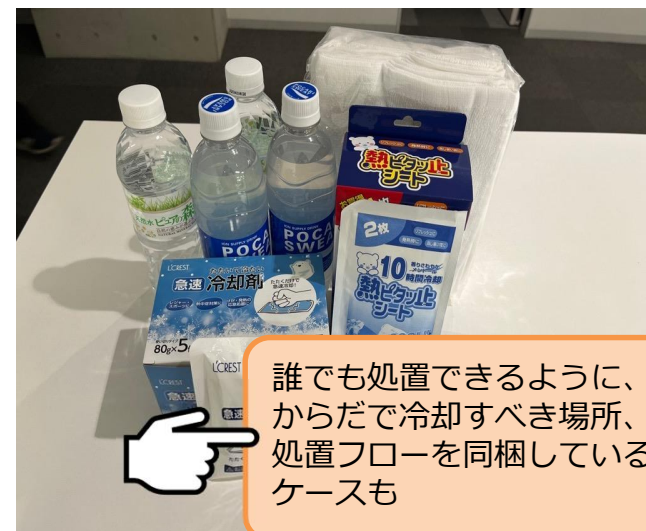
- 「熱中症予防のための涼み処」設置要件 ※市内32施設(当初見込みは15施設)(令和5年度)
 - ① **エアコン**が稼働しており、5人程度が休憩できるスペースを確保できる施設であること
 - ② 初期対応として、体調不良を訴える方には、担当課が支給する暑さ対策グッズ(飲料や瞬間冷却材、冷却シート、うちわ、タオルなど)を状況によって提供できること
 - ③ 職員により10分おき程度の声かけや健康観察が行えること
 - ④ 健康観察の結果、体調のさらなる悪化や意識消失などの場合、緊急対応や家族への連絡、救急車の要請を行えること
 - ⑤ 体調不良者には来館時に「**緊急時本人カード**」に記入いただき、万が一の時に職員に渡すことが可能であること



▲涼み処ポスター



▲佐野市庁舎での事例



▲支給品(暑さ対策グッズ)

■ 苦労した点

熱中症対策については、これまで、各部署でそれぞれの立場で予防対策を行っており、包括的に熱中症対策を取りまとめる部署がなかった。

■ 工夫した点

周知ポスターに「暑さによる体調不良の場合は職員にお声かけください」と表示するとともに利用の際の注意書きを渡した。
また、「緊急時本人カード」への記入をお願いした。